

### 別紙3

下記の各場合について、甲が、著作権者乙に無断で商品を販売することが適法か否かをお考えください。(準拠する法令は自由に設定してください)

結論に至る理由もお考えください。

- 1 甲が、著作権者乙の許諾を経て販売された正規品のポスターを、市場で購入して、
  - (1) 当該ポスターをフレームに入れて販売した場合
  - (2) 当該ポスターをパウチ加工して(強度を増して)販売した場合
  - (3) 当該ポスターをボードに貼って販売した場合
  - (4) 当該ポスターの後ろを加工して壁に貼りやすく且つ剥がしやすくした形(Poster it)で販売した場合  
注:磁石のようにピタッと貼りつくが、壁の素材は問わずとても便利。値段は2倍ほど高くなる。
  - (5) 当該ポスターに何らかの処理をしてヨガマットにして販売した場合  
注:風景写真のポスターを溶液にひたしてスポンジ状に変化させて厚みを出すなどの加工をする。他の物に転写しない。値段はポスターとほぼ同じ。
  
- 2 甲が、著作権者乙の許諾を経て販売された正規品のポスターを、市場で購入して、
  - (1) 当該ポスターをデジタルデータ化してCD-R等の媒体に記録して、当該CD等の媒体を販売した場合
  - (2) 当該ポスターをデジタルデータ化して、当該デジタルデータをネット販売した場合  
ただし、甲の手元にある正規品のポスター(及びその複製物)は、甲によって廃棄され、甲の購入数と販売数は一対一で対応するものとする。
  
- 3 甲が、著作権者乙の許諾を経て販売された正規品のポスターのデジタルデータを、市場あるいはネット経由で購入して、
  - (1) 当該デジタルデータをCD-R等の媒体に記録して当該CD-R等の媒体を販売した場合、あるいは当該デジタルデータをネット販売した場合
  - (2) 当該デジタルデータを複数スライドショーのようにまとめて(1)の態様で販売した場合
  - (3) 当該デジタルデータを3D加工して映写できる状態にして(1)の態様で販売した場合。  
ただし、甲の手元にある正規品のポスターのデジタルデータ(及びその複製物)は、甲によって廃棄され、甲の購入数と販売数は一対一で対応するものとする。